

盛岡市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について

1 第6期（平成27年度～平成29年度）の状況

- ①平成27年度から、地域包括支援センターを市内7か所から9か所に拡充した。
- ②平成27年度から、認知症初期集中支援チームを設置するなど認知症対策の充実に取り組んでいる。
- ③平成29年度から、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を実施している。
- ④高齢者人口の伸びは想定どおりだったが、介護給付費は国の介護報酬の引き下げ等により、計画を下回っている。

2 計画策定の考え方

団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）を見据え、高齢者が住み慣れた地域において健康で生きがいを持ち、自己の意思が十分に尊重されながら、いきいきと安心して暮らすことができるよう、第6期計画に引き続き、地域包括ケアシステムを推進するとともに、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しながら、高齢者の自立支援に取り組む。

3 基本理念

「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる長寿社会の実現」

4 計画の内容

平成30年度から平成32年度を計画期間として作成する。

5 今後のスケジュール

社会福祉審議会への諮問を行ったところであり、今後、パブリックコメント及び住民説明会を実施し、意見を求めながら成案を作成する。

平成29年11月〔実施済〕	社会福祉審議会（諮問）
	地域包括支援センター運営協議会、介護保険運営協議会
12月	パブリックコメントの実施
平成30年1月	住民説明会の実施（日常生活圏域単位で実施）※8月にも実施済
2月	社会福祉審議会（答申）
	地域包括支援センター運営協議会、介護保険運営協議会
	市議会3月定例会に関係条例の提案（介護保険料）
3月	市長決裁

盛岡市高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画(案) について



子ども向け認知症サポーター養成講座

平成29年11月

盛岡市保健福祉部

長寿社会課・介護保険課

1 計画の概要

■高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは？

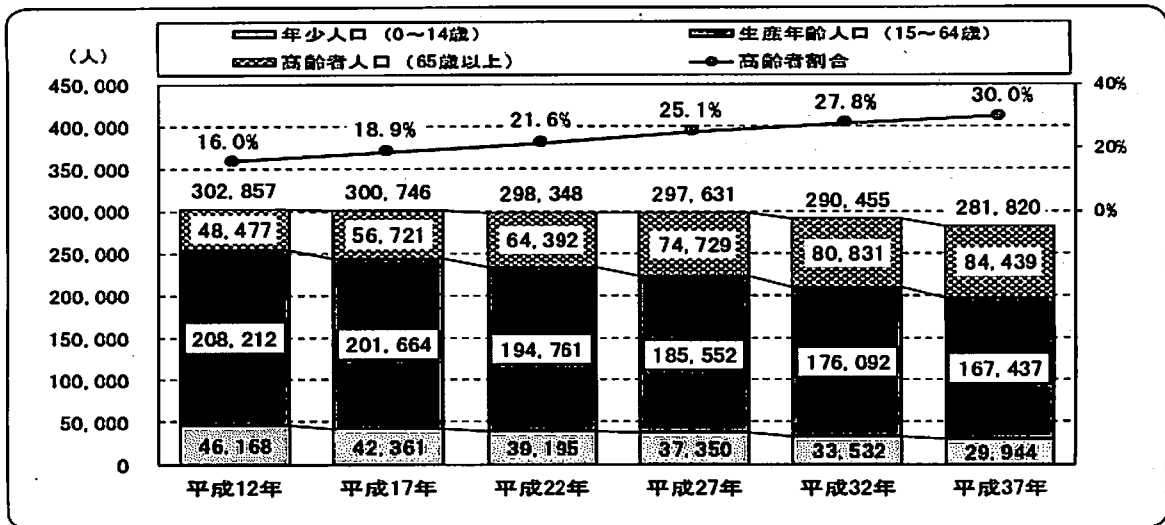
- ・老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき一体的に策定するもの
- ・長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の基本理念と施策の方向性及び介護保険事業の内容を定めるもの

■計画期間

「団塊の世代」が75歳に達する平成37年度(2025年度)を見据え、平成30年度(2018年度)～32年度(2020年度)の3年間において取り組む内容を定める

2 盛岡市の人口の推移

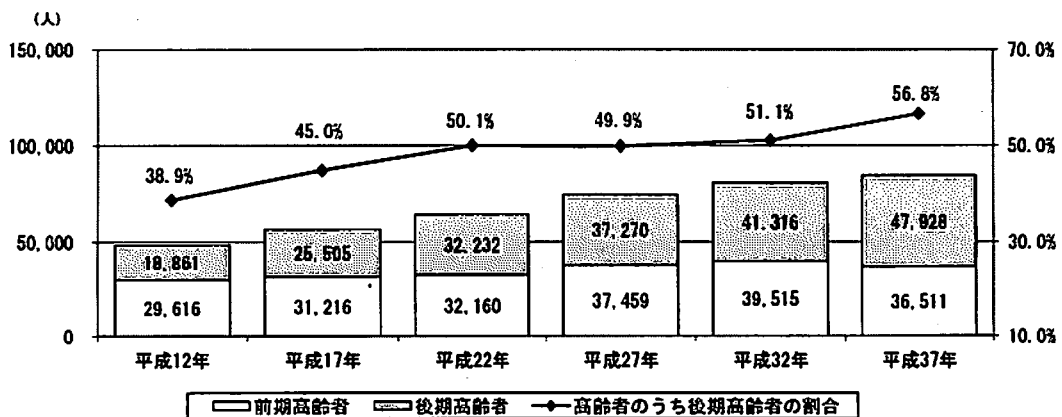
総人口は減少しているものの、高齢者の人口及び割合は増加



資料：平成12年～平成27年は国勢調査
平成32年～平成37年の推計人口は盛岡市総合計画

3 盛岡市の高齢者の推移

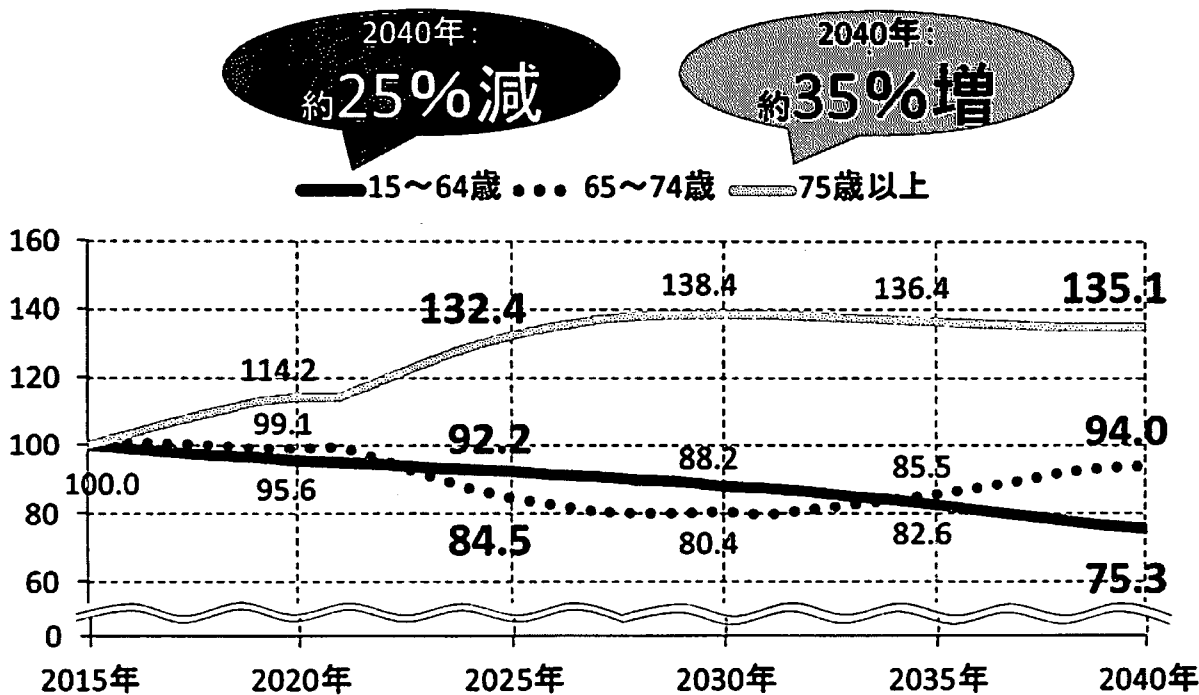
「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37年(2025年)には、後期高齢者の割合が大幅に増加



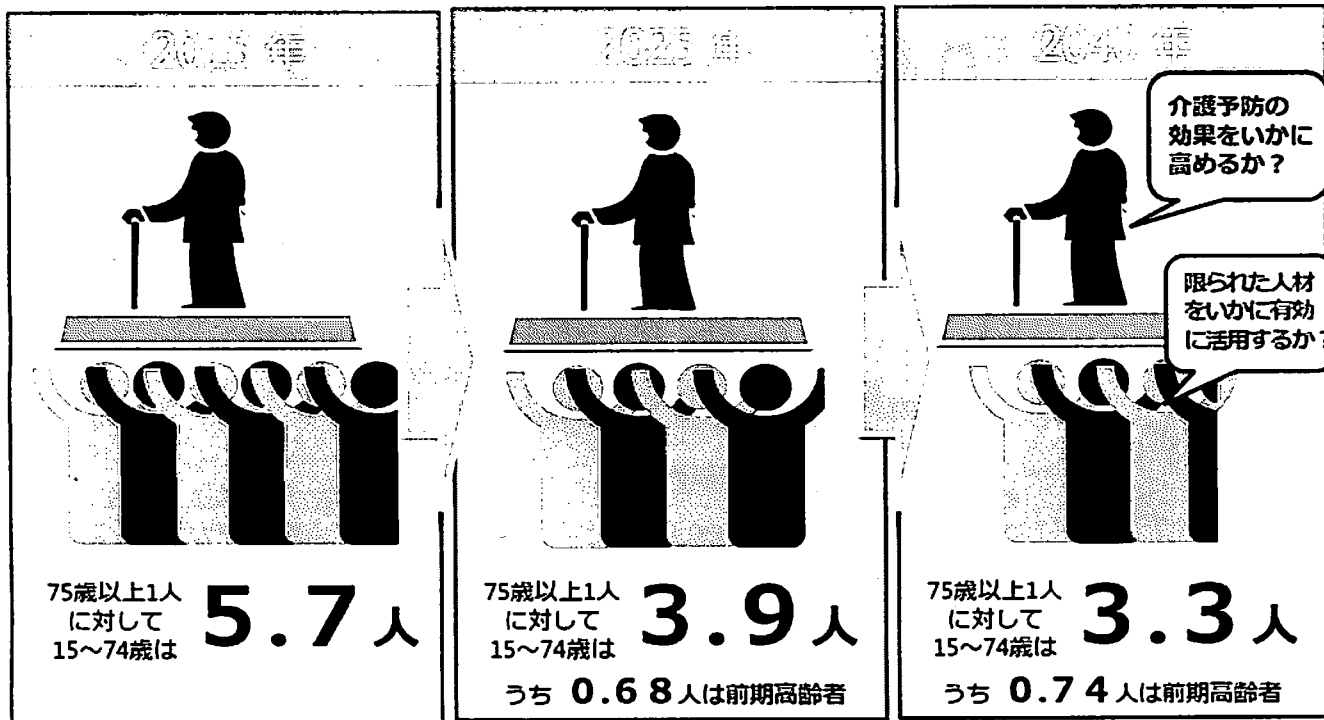
資料：平成12年～平成27年は国勢調査
平成32年～平成37年の推計人口は盛岡市総合計画

後期高齢者の増加と生産年齢人口の減少(国の動向)

※2015年の人口を100とした場合の2040年までの推計値



出所)国立社会保障・人口問題研究所:日本の将来推計人口(平成24年1月推計)のデータをもとに、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

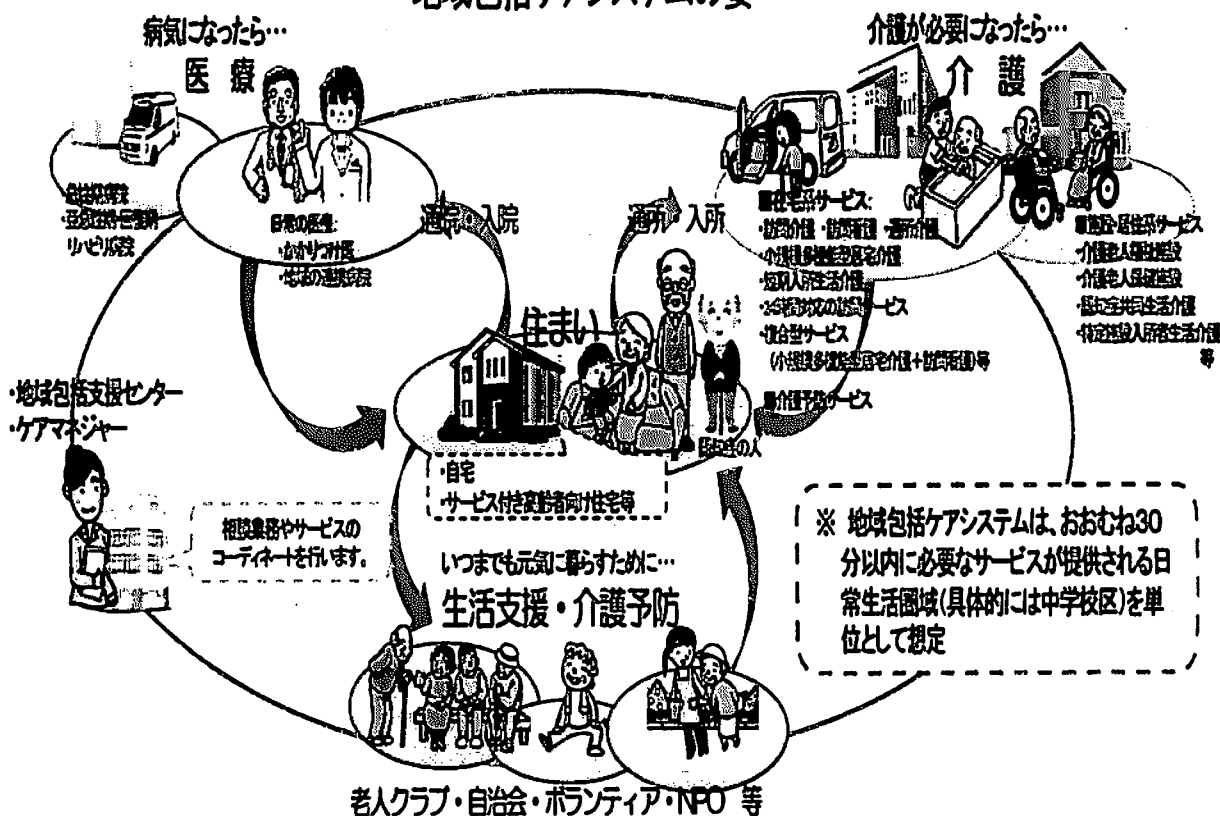


三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「新しい総合事業における移行戦略のポイント解説(中間報告)」

4 地域包括ケアシステムについて

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み

地域包括ケアシステムの姿



(出典)厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」

■平成37年度(2025年度)に実現したい状況の例

- ①在宅において医療が受けられ、身近な場所で介護・予防の機会が提供される
- ②認知症の早期診断・対応が行われるとともに、認知症徘徊者に対する地域の見守り体制が構築され、認知症高齢者及び家族が安心して生活できる
- ③高齢者が地域社会の中で役割を担うなど、生きがいをもって生活できる仕組みを構築する

5 計画の基本理念

基本理念は、盛岡市総合計画の基本構想に則し、次のとおりとする

**高齢者が住み慣れた地域で
自分らしく暮らすことができ
る長寿社会の実現**



6 計画の基本方針

基本方針1

地域包括ケアシステムの構築

基本方針2

高齢者の健康・生きがい対策の充実

基本方針3

高齢者福祉サービスの充実



7 重点施策

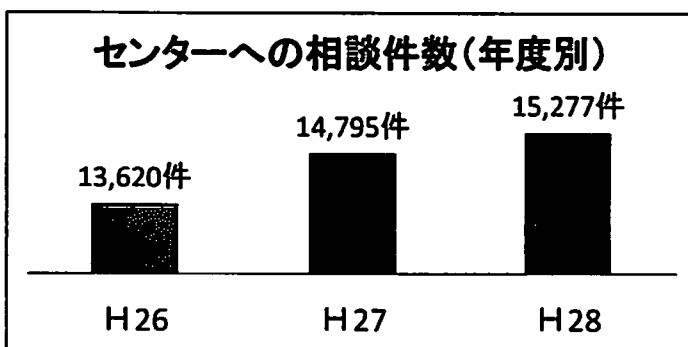
■計画期間内に重点的に取り組む5項目

- (1) 地域包括支援センターの充実
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 生活支援サービスの体制整備
- (5) 介護予防の強化



(1) 地域包括支援センターの充実

- ・高齢者人口の増加に対応して、日常生活圏域を見直し、センターの人員体制を充実させる
- ・センターが行う地域ケア会議の充実により、地域とのつながりを強めていく



(2) 在宅医療・介護連携の推進

盛岡市医師会，盛岡市歯科医師会等との協力のもと、次の項目に取り組む

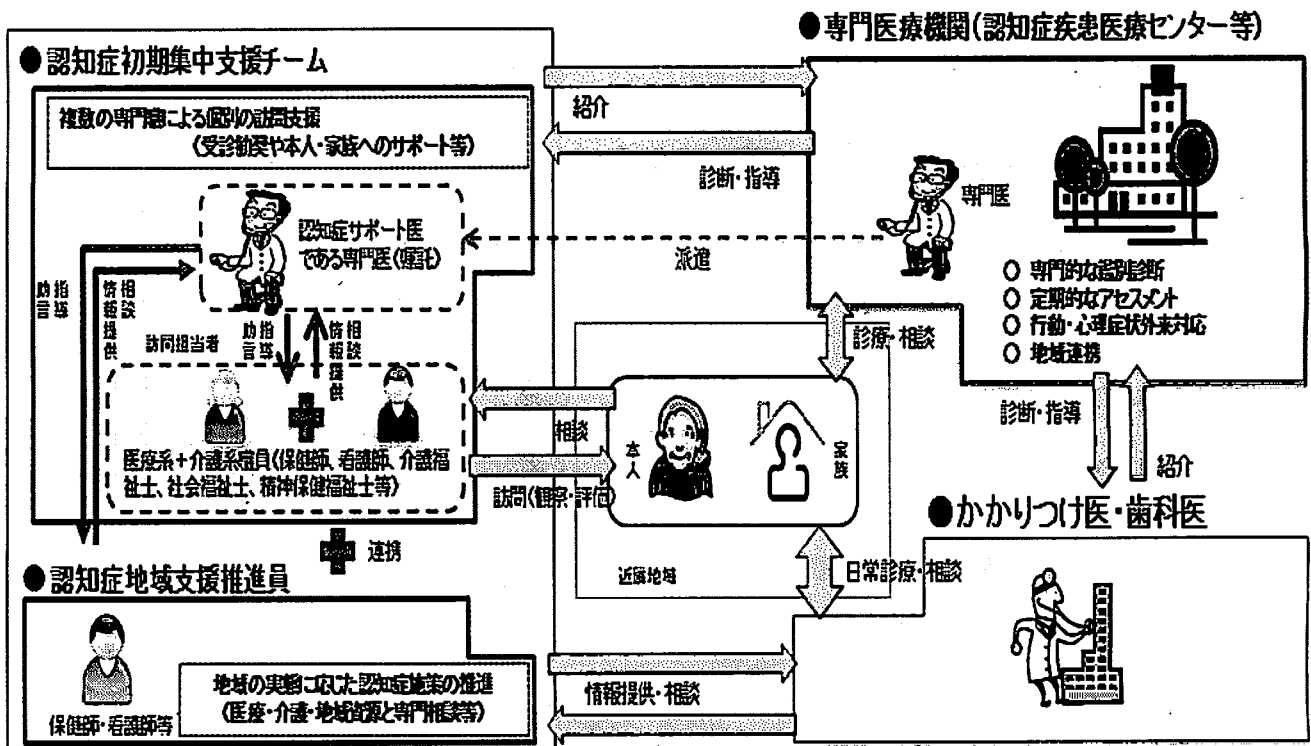
- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

(3) 認知症施策の推進

～認知症高齢者やその家族の視点に立った支援～

① 認知症地域支援推進員，認知症初期集中支援チームの充実

- ・ 認知症地域支援推進員の増員を検討
- ・ 認知症初期集中支援チームによる認知症早期診断・早期対応のための支援及びチーム増設の検討



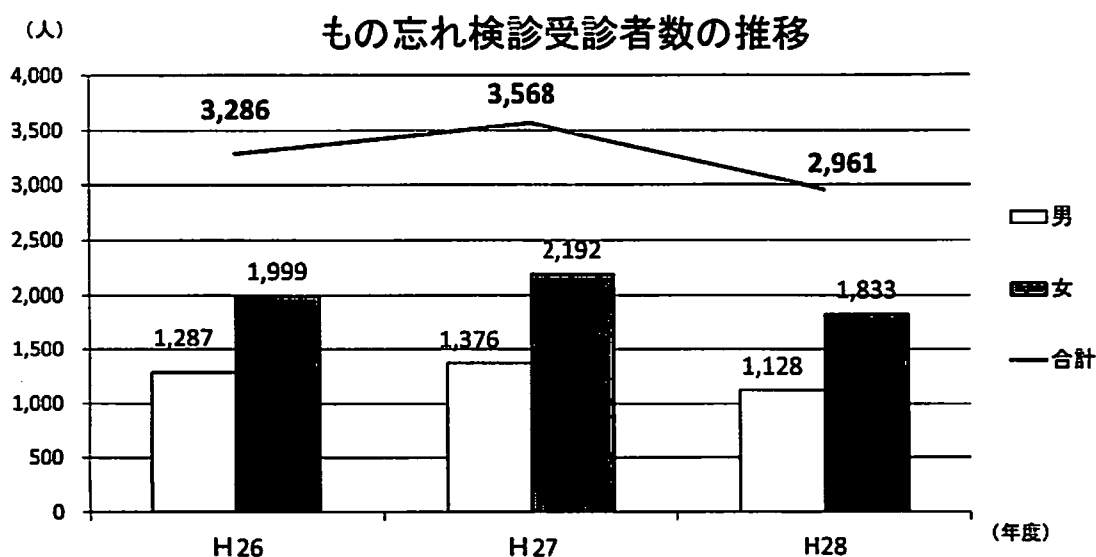
(出典)厚生労働省ホームページ「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」

平成28年度 認知症初期集中支援チームの対応実績

H28	① 新規相 談者数 (人)	② 相談延 べ件数 (件)	②の内訳(相談方法)					③ 介入 終了 者数 (人)	③の理由(重複あり)					
			家庭 訪問	家庭 訪問 (不在)	病院へ の 同行	所内 相談	電話 相談		医療 につな がった	介護 につな がった	個別 ケース 会議で 対応	様子見 (やや自 立)	虐待 支援	その他
合計	44	146	63	27	2	4	50	34	25	0	0	7	0	2

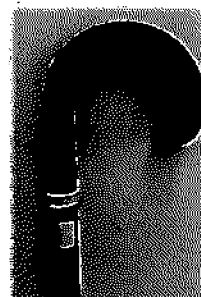
②もの忘れ検診の実施

- ・認知症やうつ症状の早期診断，早期対応のために実施
- ・受診者数の増加に向けた周知



③認知症支援ネットワーク会議の開催や広域市町との連携強化

- ・地域住民への広報・啓発活動，認知症予防活動，認知症高齢者やその家族への支援，徘徊等への対応の検討を行う会議の開催
- ・盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステムの普及（盛岡広域8市町と警察署，消防署，関係団体の連携により，徘徊高齢者を早期に保護）



登録者に，杖や靴のかかとに貼るステッカーを交付

④その他の取組

- ・地域の担い手を育てていく，認知症サポーター養成講座の開催
- ・認知症カフェ等の支援
- ・講演会の開催
- ・広報紙・ホームページ等で情報発信

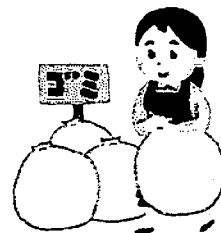


手代森小学校での認知症サポーター養成講座の様子

(4) 生活支援サービスの体制整備

～地域づくりの取組として～

- ・多様な関係主体（NPO、民間企業、ボランティア等）間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する「協議体」を設置
- ・多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進する「生活支援コーディネーター」を配置



(5) 介護予防の強化

①新しい介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の意欲を尊重しながら、住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、地域での支え合いなど多様な担い手の確保を行う事業。次の4項目で構成

- 1) 訪問型サービス
- 2) 通所型サービス
- 3) 介護予防支援事業
- 4) 一般介護予防事業

1) 訪問型サービス

・ホームヘルプサービス

指定事業者が行う

・住民支え合い型訪問サービス

住民の支え合いにより、介護保険制度における家事援助の範囲に加え、ゴミ出し、除草、布団干しなども行う



2) 通所型サービス

・デイサービス

指定事業者が行う

・短期集中予防サービス

市が契約する事業所が、介護予防プログラム(機能向上、口腔機能向上、栄養改善)を短期間で行う



短期集中予防サービスの様子

3) 介護予防支援事業

要介護状態を予防し、また、状態がそれ以上悪化しないよう、利用者自身の意欲を引き出し、必要なサービスを主体的に利用するケアプランの作成を通じて自立支援につなげる。



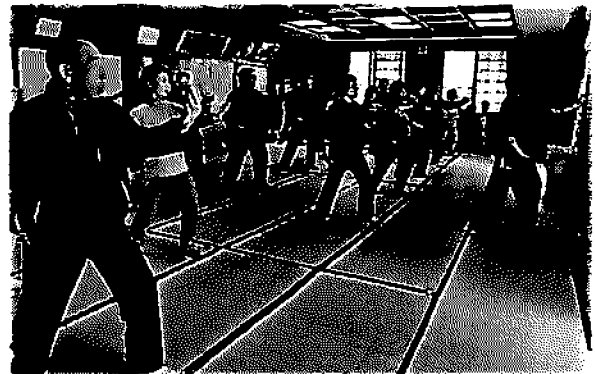
4) 一般介護予防事業

第1号被保険者の全ての人を対象

- ・各種介護予防教室の開催
- ・高齢者訪問指導



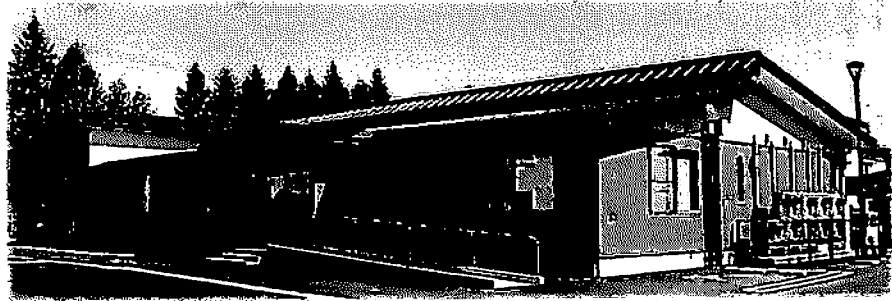
元気はなまる教室



介護予防太極拳教室

②老人福祉センターでの介護予防機能の強化

- ・市内28か所に設置している老人福祉センターを盛岡市の「強み」と捉え、センターで介護予防プログラムを提供



みたけ老人福祉センター(平成29年6月1日から供用開始)

8 介護施設の整備について

■平成37年を見据えた介護サービスの充実

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)を見据え、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます

盛岡市の高齢者数は、平成37年に84,439人になると見込まれています

介護保険サービスの利用者が増加

入所待機者解消のための
入所系施設の整備



在宅生活支援のための
居宅系サービスの整備

第7期計画における施設整備量の考え方

・入所系施設(特養, 老健, グループホームなど)

今後3年間で見込まれる緊急に対応が
必要な待機者の増加への対応

待機者の内訳(平成29年4月1日現在)

対象施設	入所待機者	うち緊急待機者
特別養護老人ホーム	800人	151人
介護老人保健施設	48人	20人
認知症高齢者グループホーム	34人	20人
合計	882人	191人

併せて介護人材確保支援について、介護従事者の離職防止や介護の仕事に興味を持ってもらうための事業を行っていきます

・居宅系施設(小規模多機能型居宅介護など)

在宅生活を支援するための地域密着型
サービス施設の整備

施設整備量

■入所系施設

施設名	項目	平成29年度末見込	第7期整備数	平成32年度末目標
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	20施設	-	20施設
	定員	1,414人	40人	1,454人
介護老人保健施設 (老人保健施設)	施設数	10施設	1施設	11施設
	定員	888人	60人	948人
介護療養型医療施設 (療養型病床群)	施設数	5施設	-	5施設
	定員	222人	-	222人
地域密着型介護老人福祉施設 (29人以下特別養護老人ホーム)	施設数	4施設	-	4施設
	定員	116人	-	116人
認知症高齢者グループホーム	施設数	28施設	2施設	30施設
	定員	428人	36人	464人
計	施設数	67施設	3施設	70施設
	定員	3,068人	136人	3,204人

■居宅系施設

施設名	項目	平成29年度末見込	第7期整備数	平成32年度末目標
認知症対応型デイサービス	施設数	9施設	-	9施設
小規模多機能型居宅介護	施設数	9施設	1施設	10施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	3施設	-	3施設
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	1施設	1施設	2施設
特定施設入居者生活介護	定員	409人	110人	519人

9 第7期保険料について

■盛岡市の第7期保険料段階及び料率の考え方

- ① 国の標準段階・料率を基本とします
- ② 第6期において市が独自に実施していた
軽減措置を引き続き実施します
※ 第2段階及び第4段階については、第6期の料率を継続します
- ③ 高所得高齢者には、市独自の段階を設定
し支払能力に応じた負担をお願いします
※ 第10段階の継続及び第11段階を新設します

■保険料基準月額について

第1号被保険者保険料基準月額は、次により算定

- ① 給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額のうち、第1号被保険者の負担分(23%)を求め、調整交付金額を勘案し、収納必要額を算出
- ② ①を予定収納率で割り、保険料の賦課総額を算出
- ③ ②を所得段階別の加入者割合を考慮して補正した被保険者数で割り、さらに12ヶ月で割り、基準額月額を算出

これにより求められた第1号被保険者の第7期保険料基準額月額は6,306円となり、第6期の6,174円に対し132円(2.1%)の上昇となります

(注)この保険料額は、今後示される介護報酬改定率や調整交付金交付割合等によっては変更になります

■ 段階別保険料・料率(第6期との比較)

世帯	個人	段階区分の内容	第6期(H27~29)			第7期(H30~32)			増減	
			盛岡市			盛岡市(案)			料率	月額保険料
			段階	料率	月額保険料	段階	料率	月額保険料		
非課税世帯	個人非課税者	生活保護者, 老齢福祉年金受給者	第1段階	0.50	3,087円	第1段階	0.50	3,153円	—	66円
		課税年金収入+合計所得金額 80万円以下								
		課税年金収入+合計所得金額 80万円超 120万円以下								
		課税年金収入+合計所得金額 120万円超								
課税世帯	個人課税者	課税年金収入+合計所得金額 80万円以下	第4段階	0.85	5,248円	第4段階	0.85	5,360円	—	112円
		課税年金収入+合計所得金額 80万円超 (標準段階)	第5段階	1.00	6,174円	第5段階	1.00	6,306円	—	132円
		合計所得金額 120万円未満	第6段階	1.20	7,409円	第6段階	1.20	7,567円	—	158円
		合計所得金額 125万円以上 190万円未満	第7段階	1.30	8,026円	第7段階	1.30	8,198円	—	172円
		合計所得金額 190万円以上 290万円未満	第8段階	1.50	9,261円	第8段階	1.50	9,459円	—	198円
		合計所得金額 290万円以上 400万円未満	第9段階	1.70	10,496円	第9段階	1.70	10,720円	—	224円
		合計所得金額 400万円以上 700万円未満	第10段階	1.95	12,039円	第10段階	1.95	12,297円	—	258円
		合計所得金額 700万円以上				第11段階	2.10	13,243円	0.15	1,204円

■ 段階別料率(国標準との比較)

世帯	個人	段階区分の内容	第7期(H30~32)			
			国標準		盛岡市(案)	
			段階	料率	段階	料率
非課税世帯	個人非課税者	生活保護者, 老齢福祉年金受給者	第1段階	0.50	第1段階	0.50
		課税年金収入+合計所得金額 80万円以下	第2段階	0.75	第2段階	0.70
		課税年金収入+合計所得金額 80万円超 120万円以下	第3段階	0.75	第3段階	0.75
		課税年金収入+合計所得金額 120万円超	第4段階	0.90	第4段階	0.85
課税世帯	個人課税者	課税年金収入+合計所得金額 80万円以下	第4段階	0.90	第4段階	0.85
		課税年金収入+合計所得金額 80万円超 (標準段階)	第5段階	1.00	第5段階	1.00
		合計所得金額 120万円未満	第6段階	1.20	第6段階	1.20
		合計所得金額 120万円以上 190万円未満	第7段階	1.30	第7段階	1.30
		合計所得金額 190万円以上 290万円未満	第8段階	1.50	第8段階	1.50
		合計所得金額 290万円以上 400万円未満	第9段階	1.70	第9段階	1.70
		合計所得金額 400万円以上 700万円未満			第10段階	1.85
合計所得金額 700万円以上	第11段階	2.10				

10 今後のスケジュール

時期	項目
平成29年11月	社会福祉審議会(諮問) 地域包括支援センター運営協議会, 介護保険運営協議会 盛岡市議会全員協議会
平成29年12月	パブリックコメントの実施
平成30年1月	住民説明会の実施
平成30年2月	社会福祉審議会(答申) 地域包括支援センター運営協議会, 介護保険運営協議会 盛岡市議会3月定例会に關係条例の提案
平成30年3月	市長決裁

盛岡市の目指す 地域包括ケアシステムのイメージ



おわりに…

- 今回の計画は、「団塊の世代」が75歳を迎える平成37年(2025年)を見据え、第6期に引き続き地域包括ケアシステムを推進していくものとしています。
- 高齢者が、住み慣れた地域において健康で生きがいを持ち、自己の意思が十分に尊重されながら、いきいきと安心して暮らすことができるよう、本計画を策定し、実施していくものとします。



盛岡市高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画に関する 問い合わせ先

- 高齢者保健福祉計画に関すること
(地域包括ケアシステム・認知症対策など)
長寿社会課 TEL613-8144
- 第7期介護保険事業計画に関すること
(介護サービス, 保険料や施設整備など)
介護保険課 TEL626-7561